

地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度

～病床の機能分化・連携を推進する医療機関の取組を支援～

○令和 7 年度新規事業計画

- ・病床数見直しへの給付金
(事業④：病床数適正化推進事業費補助金)

構想区域	医療機関名	病床数の見直し内容	交付予定額
津軽地域	いちろうクリニック	8床 (急性期 8床) → 2床 (急性期 2床)	6,840千円
津軽地域	吉田クリニック	16床 (急性期16床) →12床 (急性期12床)	4,560千円
合 計			11,400千円

※ 病床の機能分化・連携を推進するための施設・設備の整備及び病床数見直しへの給付金(事業①～④)の交付を受けるに当たっては、地域医療構想調整会議の合意を得ることとされています。

※ よって、該当構想区域(津軽地域)においては、本調整会議の協議事項となります。

○対象区域について

- ・ 事業②③④の補助制度については、地域医療構想に定める必要病床数を上回っている津軽地域・青森地域・下北地域に所在する医療機関のみが対象となります。

※令和 7 年 6 月時点の病床数(参考値) ※医療薬務課調べ

構想区域	病床数	必要病床数	病床の状況
津軽地域	3,515	3,139	過剰
八戸地域	3,120	3,231	非過剰
青森地域	3,102	3,024	過剰
西北五地域	697	804	非過剰
上十三地域	1,139	1,176	非過剰
下北地域	542	453	過剰
合 計	12,115	11,827	

1 回復期病床への転換支援

急性期病床等から**回復期病床へ転換等を行うための施設・設備整備**に要する経費への補助

(例) 廊下幅や居室の拡張、浴室・トイレの改修、リハ室整備、リハビリ機器等整備



区分	補助対象経費	基準額	補助率
施設整備	新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	1床当たり 3,200千円	1/2
設備整備	備品購入費	1施設当たり 6,000千円	1/2

【補助対象】 病院

【主な補助要件】

- ・回復期リハ病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料等の届出（届出できない場合は理由を確認の上、適否を判断）すること
- ・病床機能報告で「回復期病床」として報告すること
- ・回復期機能及び在宅医療機能の取組を推進すること

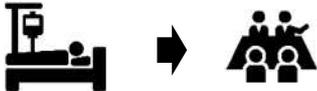
2 病床数見直し等への支援

※津軽・青森・下北のみ対象

(1) 建物の改修整備

病床削減に伴い、**病室等を他の用途に変更**するために必要な改修費用への補助

(例) 病棟・病室等を職員休憩室や会議室等に改修



補助対象経費	基準額	補助率
病室等を改修し、他の用途に変更するのに要する工事費又は工事請負費	削減する病床 1床当たり 300千円	1/2

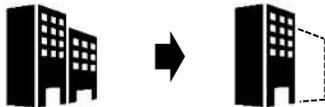
【補助対象】 病院、有床診療所

【主な補助要件】

- ・病院にあっては10床以上、診療所にあっては4床以上の病床を削減する場合を対象とする。

(2) 建物や医療機器の処分に係る損失

病床削減に伴い、**建物や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失**（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る。）への補助



補助対象経費	基準額	補助率
建物や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失で財務諸表上の特別損失	削減する病床 1床当たり 2,000千円	1/2

【補助対象】 病院、有床診療所

【主な補助要件】

- ・病院にあっては10床以上、診療所にあっては4床以上の病床を削減する場合を対象とする。

(3) 人件費

病床削減又は機能転換に伴い、退職する職員の**早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額**への補助



補助対象経費	基準額	補助率
早期退職制度の活用により上積みされた退職金割増相当額	退職する職員 1人当たり 6,000千円	1/2

【補助対象】 病院、有床診療所

【主な補助要件】

- ・病院にあっては10床以上、診療所にあっては4床以上の病床を削減する場合を対象とする。

3 病院改築への支援

地域医療構想に基づく取組方針に合致する病院の改築整備に要する経費への補助

※津軽・青森・下北のみ対象



補助対象経費	基準額	補助率
改築整備に要する工事費又は工事請負費	病床数 × (25㎡ + 15㎡) × 400,000円 ※病床を10%以上削減する場合の例	1 / 2

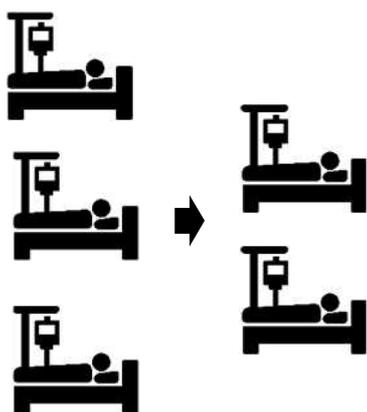
【主な補助要件】

- ・病床規模、医療機能の見直し
- ・地域の在宅医療需要への対応
- ・他の医療機関等との連携

4 病床数見直しへの給付金

高度急性期・急性期・慢性期機能（対象3区分）の病床を削減した病院等への給付金

※津軽・青森・下北のみ対象



補助対象	基準額	補助率
対象3区分の稼働病床における削減病床数	1床当たり単価※ × 削減病床数	定額

※対象3区分の病床稼働率に応じ、削減する病床1床当たり下表の額を支給します。

対象3区分の病床稼働率	1床当たり単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

【給付対象】 病院、有床診療所

【主な給付要件】

- ・地域医療構想の実現に向けた必要な取組であること
- ・対象3区分の稼働病床規模の見直し
(H30病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数から10%以上削減すること。)

5 在宅医療で使用する医療機器・車両購入への支援

医療機関が行う訪問（歯科）診療及び訪問診療の後方支援並びに訪問看護ステーションが行う訪問看護に必要な設備整備に要する経費への補助

【補助対象】

- ・診療所
- ・病院
- ・訪問看護ステーション
- ・歯科診療所

【主な整備例】

- ・訪問用車両
- ・超音波診断装置
- ・訪問歯科診療ユニット
- ・移動式レントゲン

補助対象経費	基準額	補助率
訪問診療等の実施に必要な医療機器及び車両の購入費	1施設当たり 5,000千円 (車両は3,000千円)	1 / 2

【主な補助要件】

- ・訪問（歯科）診療の対象患者数が、現状を一定数上回る計画を策定していること
- ・後方支援を行う病院においては、知事が適当と認める後方支援の計画を策定していること
- ・在宅療養支援（歯科）診療所の届出予定があること

